令和３年度定期監査（前期）の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

１　福祉事務所

課名	指摘事項	措置状況
子育て支援課	過年度児童扶養手当返還金の未納分については、これまでの債権管理の経緯、経過を再度確認し、適切な対応をされたい。	返還金債務者８名のうち４名については、令和３年度以前に時効が完成していることから、令和３年度末に不納欠損処理を行う。 （措置日：令和４年３月31日） 残りの４名について、文書等にて納付を促したところ、１名については完納となり、１名については分割納付の申請があったことから今後の履行確認を徹底する。 また、納付に至っていない２名については、今後も納付指導を継続し適切な債権管理を図っていく。

２　環境事業所

課名	指摘事項	措置状況
衛生センター	現金取扱簿は施設運転管理業務及び手数料収納管理業務を委託している業者が作成しているが、不適切な筆記用具での記入や金額の誤りが見られた。公金等取扱マニュアルに基づく適切な処理を行うよう指導されたい。	現金取扱簿について、不適切な筆記用具で記入しないよう表紙に注意書きを記載するとともに、業務指示書により委託業者へ指導を行いました。 （措置日：令和４年１月20日） 金額の誤りについても、現金取扱簿の確認は複数名で行うことを徹底するよう業務指示書で委託業者へ指導するとともに、委託業務における会計処理について、公金取扱マニュアルに則った内容であるかを令和４年１月20日に確認し、適切に処理されていることを確認しました。

３　産業経済部

課名	指摘事項	措置状況
農政課	後継者等肉用牛貸付事業における未収金の回収努力は、十分であったとは言い難い状況である。未納案件に関する現状を再度精査するとともに、債権管理マニュアルに準じた手続きを可能な限り早期にとられるよう努められたい。	後継者等肉用牛貸付事業について、これまでの貸付台帳及び未収金の状況の再確認を行った。回収対応が十分でなかった未納案件については、訪問等を行い、納付誓約書を提出していただいた。 令和３年度については、10件の未納案件に対し、延べ21回の訪問等対応を行っており、引き続き未収金の回収に努めてまいります。

３　建設部

課名	指摘事項	措置状況
建設総務課	同一地区での施設修繕に係る工事について、見積決定日、契約金額、請負業者、施工後の請求日が同一となっており、分割発注による随意契約と思われる案件があった。一括発注が可能であったと考えられることから、適切に発注されるよう改善を図られたい。 また、契約変更の理由によっては、当初発注する以前に現場を確認することで、適正な工期を設定できたと思われる案件も見受けられたことから、実際に想定される範囲内で積算や計画をされるよう努められたい。	施設修繕に係る補修業務等について、登米市契約規則に基づき事務を執行するよう努めるとともに、修繕業務の実務を行っている各総合支所の担当者へ毎年開催している説明会で周知し、改善を図りたい。 （説明会開催：令和４年４月） 工事発注前に、施工予定箇所の関係者・関係機関と事前調整し、施工範囲や工期を設定したい。 （実施期間：令和４年度発注工事から）
道路課	令和元年東日本台風による災害の影響により、全体事業に占める繰越事業の割合が極めて高い状況となっている。一定程度はやむを得ないと理解するが、通常事業に繰延等の影響が出ていることに加え、繰越により生ずる弊害を理解し、繰越事業を最小限に抑えるとともに、翌年度早期に完了されるよう努められたい。	事業スケジュール等の改善として、前年度中に用地買収及び関係機関との協議を行い、工事に支障をきたさないように事業スケジュールを移行する。また、定期的に課内会議を行い、事業の進捗管理を実施し、早期発注、年度内完了に努め繰越事業を抑える。 やむなく繰越事業となった場合は、早期完了を目指し、通常事業に影響がでないように努める。

４　教育委員会教育部

課名	指摘事項	措置状況
教育総務課	学校給食センターにおける給食費の取扱いについて、歳入調定の起票誤りや過誤納金の二重還付など不適切な事務処理が見受けられた。市の信用を失うことにつながるため、事務処理には細心の注意を払われたい。 また、給食費の未収金が増加傾向にあることから、徴収計画の内容を検討し、未収金の解消に努められたい。	学校給食費の徴収事務における、歳入調定の起票誤り及び過誤納金の二重還付については、令和３年８月に修正及び過還付金の納付処理を行った。 また、そのほかに調定等の誤りがないか引き続き精査を行った。 事務処理誤りの原因は、チェック体制の不備であると考えられることから、事務処理内容の相互確認と、毎月の月末に給食費の未収残高の確認を行い、再発防止を図ることとした。 学校給食費の滞納と未収金の増加対策については、学校給食センター所長と徴収嘱託員を含め、徴収対策を検討した。 その結果、対策として学校教育課と学校給食センターが一体となって徴収にあたることとした。令和４年４月から、学校給食費関係事務の一部を学校教育課に移管し、未収金の縮減及び学校給食費の滞納の解消にあたることとした。

課名	指摘事項	措置状況
学校教育課	前年度に引き続き、歳入調定の起票手続きが不適切であった。会計上のルールについて課内で情報を共有し、同じ誤りを繰り返すことがないよう徹底されたい。 また、小学校電気設備改修工事及び中学校空調機械設置工事において、仕様の精査を十分に行わなかったことにより、大幅な減額変更契約や入札中止に至っていることから、予算要求時及び発注時における精査を十分に行い、適切に発注されるよう改善を図られたい。	登米市財務規則第47条に基づき、収納未済額の繰越し手続き及び収入調定の起票方法について、11月18日に課内担当職員に伝達、その取扱いを統一し、令和４年４月から実施することにしました。 （適用日：令和４年４月１日） 工事請負費に予算計上する際には、現地踏査及び過去の工事記録等を十分精査した上で参考見積を依頼することとし、工事発注前にも課内において十分打合せを行い、補佐、課長のダブルチェックにより契約事務依頼を行うよう11月17日に課内で共通認識を図りました。 （適用日：令和３年11月18日）